

新市建設計画

かぬま
あわの **新市まちづくりプラン**



**みんなで作る
元気なまち**

平成26年12月変更

鹿沼市

平成17年2月

鹿沼市・栗野町合併協議会



新市建設計画
かめま
あわの

新市まちづくりプラン……………目次

第1章 序論

1. 市町村合併について 1
 - (1) 市町村合併の背景と必要性 1
 - (2) 合併による効果と課題 3
2. 計画策定の方針 5
 - (1) 計画の趣旨 5
 - (2) 計画の構成 5
 - (3) 計画の期間 5

第2章 新市の概況

1. 新市の現況 6
 - (1) 位置と地勢 6
 - (2) 歴史的特性（沿革） 8
2. 市の各種指標と見通し 9
 - (1) 人口及び世帯 9
 - (2) 就業人口・産業構造関係指標等 10

第3章 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像と基本目標 12
 - (1) 新市の将来像 12
 - (2) まちづくりの基本目標 12
2. 土地利用の基本方針 13
 - (1) 前日光フォレストゾーン 13
 - (2) 圏域心エコシティゾーン 13
 - (3) 交流ネットワークゾーン 13
3. 地域間ネットワークの形成 15

第4章 ゾーンごとの地域振興プロジェクト

1. 前日光フォレストゾーン 16
2. 圏域心エコシティゾーン 17
3. 交流ネットワークゾーン 18

第5章 新市の施策

1. 新市の施策体系 19
2. 新市の施策展開 20
 - I 豊かな自然と人々が共生する“快適な環境都市づくり” 20
 - II 躍進する産業がリードする“活力ある産業都市づくり” 25
 - III みんなが手をつなぎ助け合う“心豊かな健康都市づくり” 29
 - IV 歴史が育み地域が支える“磨きあう文化都市づくり” 33
 - V 市民と行政がとらもにつくる“開かれた交流都市づくり” 36

第6章 新市における県事業の推進

1. 栃木県の役割 39
2. 栃木県の事業 39

第7章 公共施設の統合整備

1. 基本方針 42
2. 庁舎整備 42
3. その他公共施設 42

第8章 財政計画

- 第1 平成18年度から27年度までの財政計画
 1. 基本的な考え方 43
 2. 歳入 43
 3. 歳出 44
 4. 新市の財政計画表 45
- 第1 平成27年度から32年度までの財政計画
 1. 基本的な考え方 46
 2. 歳入 46
 3. 歳出 47
 4. 新市の財政計画表 48



第1章 序論

1. 市町村合併について

(1) 市町村合併の背景と必要性

現在わが国では、交通体系や情報化の急速な発達により、私たちを取り巻く社会・経済環境は大きな変化の時を迎えており、行政においても、地方分権の推進や行政改革がますます求められています。

国・地方ともに厳しい財政事情の中、これまで市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しが図られており、特に小規模な市町村においては、行財政の維持そのものが非常に難しくなる状況も考えられます。

このような中、国においては市町村合併が求められる理由として、次の5項目を挙げています。

①地方分権の推進

住民に身近な行政の権限をできる限り市町村に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進するために、市町村の行財政基盤の強化を図る必要があります。

②少子高齢化への対応

少子高齢化の一層の進展に伴い、高齢者への福祉サービスの充実や少子化対策等に関する費用負担の増大が予想され、これらに対応する財政基盤の確立が必要となってきます。

③多様化する市民ニーズへの対応

住民の価値観の多様化、技術革新の進展等に伴い、市民サービスの多様化、高度化に対応できる専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保が必要となります。



④生活圏の広域化への対応

交通網の発展などにより日常の生活圏が拡大し、これに伴い行政も広域的に対応する必要があります。

⑤行政運営の効率性の向上

危機的な財政状況にある中で、より効率的な行政運営が求められており、隣接する市町村で類似施設を建設することに対する批判があります。

◇鹿沼市・栗野町の場合

鹿沼市・栗野町は、一市一町による広域市町村圏を構成し、隣接する市町としてのつながりを活かして、ごみ処理やし尿処理、火葬、消防・救急等を一体的に取り組んできました。さらに、今後ますます複雑・多様・高度化する住民ニーズに的確に対応するため、より一層の行財政基盤の強化や効率的な行政運営体制の強化が求められており、こうした要望や必要性に適切に対応していくために、合併は、行財政体制を見直す有効な手段として考えられます。

また、市町村合併の加速化により、各自治体がより大きな単位になってくる中、地域住民の福祉の向上を図っていくためには、栃木県の県央地域において、両市町の一体性を確保して地域の底上げを図り、県西における拠点地域を形成して、その存在感を高めていくことが必要です。





(2) 合併による効果と課題

市町村合併についての一般的なメリットとして、次のようなことが言われています。

①市民の利便性の向上

利用可能な窓口の増加により、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなどの多くの場所で利用可能になります。

旧市町村境を越えた見直しにより、生活の実態に即した小中学校区が設定できます。

利用が制限されていた他の市町村のスポーツ施設などの公共施設が利用しやすくなります。

②サービスの高度化・多様化

これまで、十分に確保することが難しかった社会福祉士、建築技師等の専門職の職員の採用・補強を図ることにより、専門的かつ高度なサービスが提供できるようになります。

一般的に、合併の際には福祉サービスなどのサービス水準は高い水準に、負担は低い水準に調整されます。

行政基盤の強化によって、行政サービスの充実や安定が図られます。

職員の競争が促され、多くの職員から有能な役職員を登用できると共に、研修の円滑な実施が可能になり、職員のレベルアップが図られ、行政レベルも向上します。

③重点的な投資による基盤整備の促進

重点的な投資が可能となり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトも実施が可能となります。

④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができます。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できます。

⑤行財政の効率化

総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くすることができるようになります。

三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員などの総数が減少し、その分の経費も削減されます。

広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなります。

⑥地域のイメージアップと総合的な活力の強化

より大きな市町村の誕生が、地域の存在感を高め、自治体としての「格」の向上とイメージアップに繋がり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できます。

地域の総合力が向上し、全体的な成長力や苦境を乗り越える力が強くなります。

一方、合併に伴う住民の不安に対しては、次のような対応策が考えられます。

①役場が遠くなって今までより不便になりませんか

合併後も、それまでの町役場は、引き続き新市の支所や出張所として活用されます。また、両市町の均衡を図るため、地域に密着したコミュニティセンター等の整備を進めます。

発達した情報通信技術を導入し、各コミュニティセンターにおいて、即時に住民票等の交付を受けることができるようになります。

②住民の声が届きにくくなりませんか

地域ごとのまちづくり懇談会の開催や市政モニター制度などのほか、市長へのダイレクトメール、コミュニティセンターの活用など、地域の意見や個人の意見が市長に届く仕組みを充実させていきます。

③サービスが低下しませんか

合併前の市町間で住民サービスの水準、使用料、手数料等が異なることがありますが、合併にあたっての事務処理の効率化等の話し合いの中で、財政状況等も考慮しながら、基本的にはサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されます。

④中心部だけがよくなって、周辺部はさびれませんか

合併前に、地域の住民のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、市町間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、中心部だけではなく、周辺部も含めた地域全体に配慮したまちづくりを進めます。

⑤各地域の歴史、文化、伝統などが失われていきませんか

合併前の地域においてそれぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統などについては、旧市町の名称を市町内の町・字名や学校などの公共施設の名称などとして残したり、合併を機に地域の史料館などを整備したりして、新市町の貴重な財産として守っていくべきものです。住民のみなさんも地域の歴史や文化を見直すチャンスではないでしょうか。

⑥財政状況に差がある合併は、財政状況の良い市町村に不利になりませんか

確かに財政状況に差のある市町村の合併については、このような不満の声も聞かれます。しかし、住民のみなさんの立場からすれば、通勤地・通学地などを含めた生活圏の一体的な発展が図られることの方が望ましいとも言えるのではないのでしょうか。





2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、鹿沼市及び栗野町の合併後の新たな都市像を明らかにし、両市町の一体性の確立を図るとともに、それぞれの特性を活かした振興策を推進することにより、地域の発展と住民福祉の向上をめざすものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、その基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

計画期間は、合併年度及びこれに続く平成32年度までの15年間とします。



第2章 新市の概況

1. 新市の現況

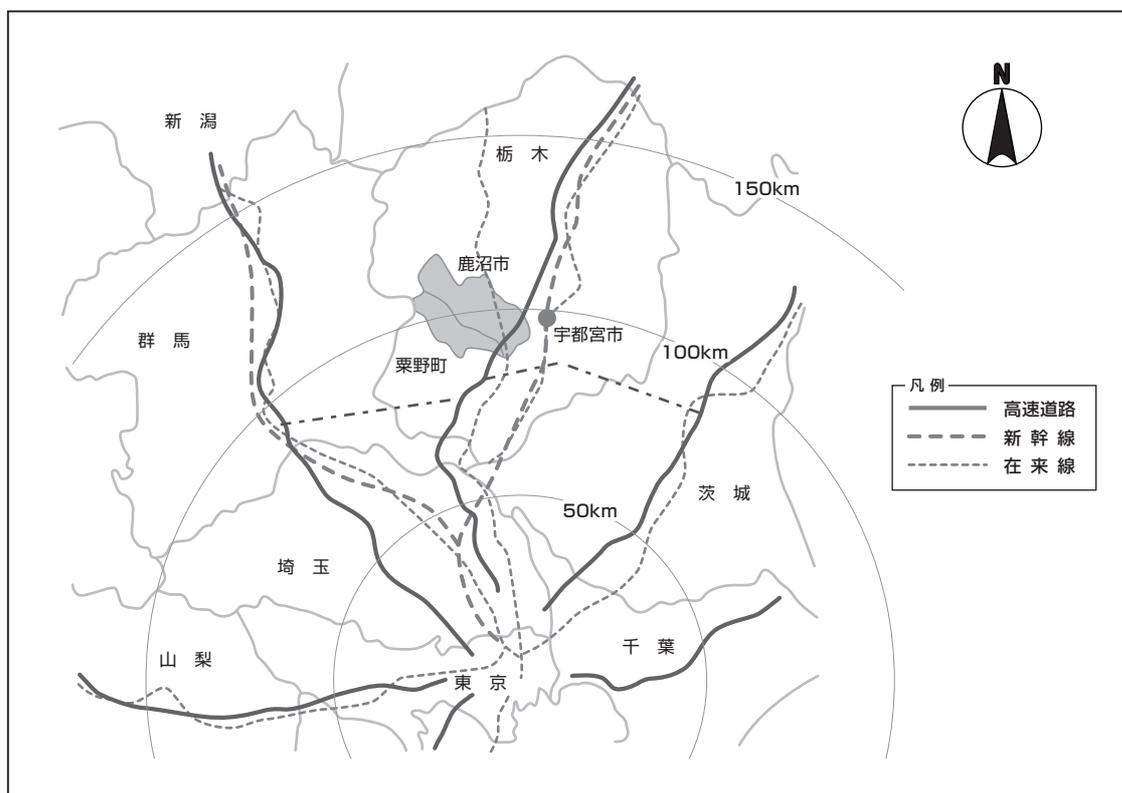
(1) 位置と地勢

新市は、面積が490.62 km²、首都東京からおよそ100kmの圏内にあり、特に、今後、最も発展が期待される北関東の中央部に位置しています。

栃木県の中では、県央西部にあって、圏域の北部は、国際観光地日光に隣接しています。南部には、新しい国土軸のひとつである「北東国土軸」の基盤となる東北縦貫自動車道鹿沼インターチェンジをもち、近接して北関東自動車道が走ります。また、県都宇都宮市に隣接し、東北新幹線との連絡も容易です。

圏域内の大部分は森林で覆われ、西北部の奥深い山々を源流とする幾筋もの河川が流れ、山と高原、清流と渓谷は特色ある美しい景観を成し、前日光県立自然公園を形成しています。

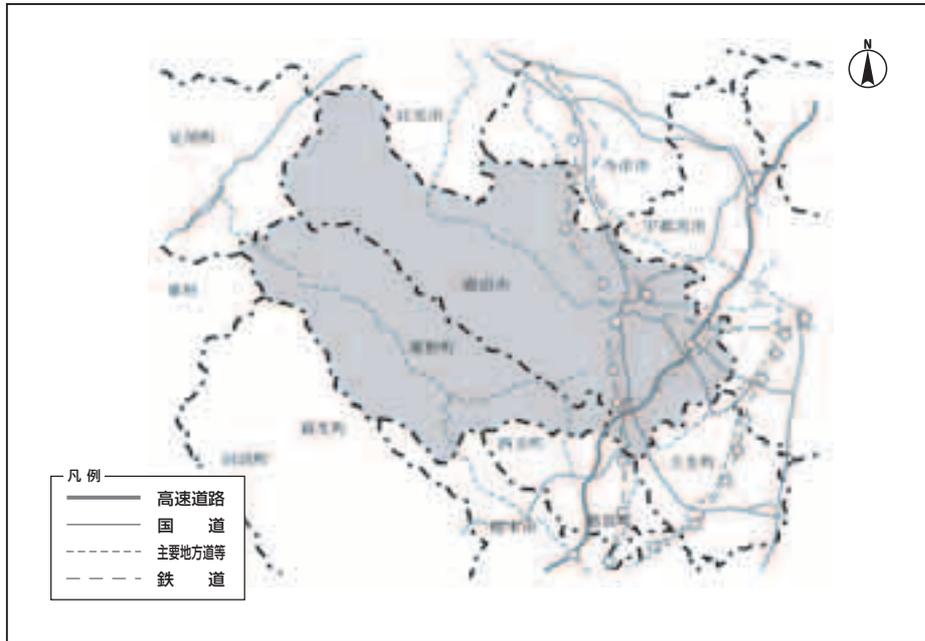
これらの西北部の奥深い山々を源として、大芦川、荒井川、粟野川、思川、永野川が、日光・今市からは行川が南流し、山と高原、清流と渓谷は特色ある美しい景観を成しています。市街地は、鹿沼市では黒川の河岸低地に、粟野町では、思川と粟野川が合流する平地に形成されています。



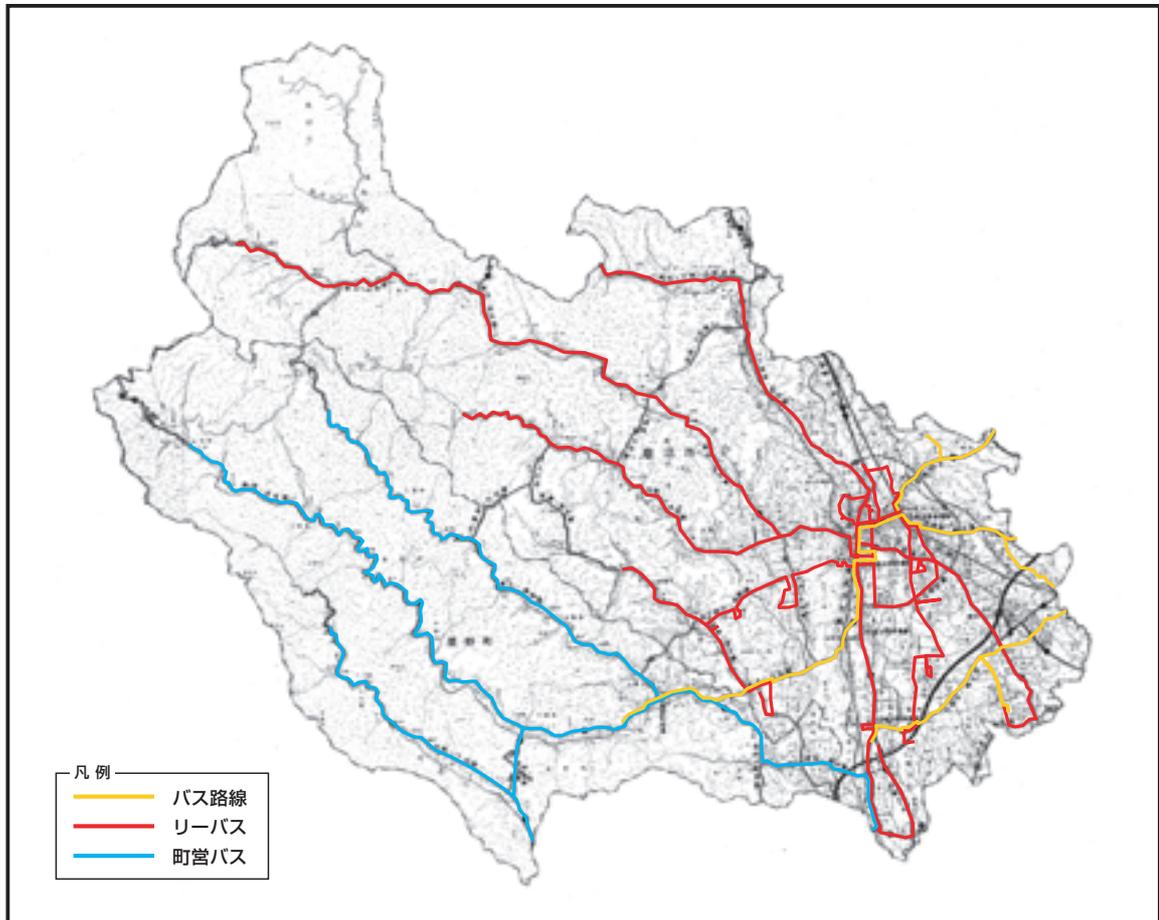


かぬま あわの新市まちづくりプラン

■広域交通圏



■バス路線



(2) 歴史的特性（沿革）

本圏域が、文書など歴史上の記録に登場したのは、勝道上人の日光開山により大剣が峰（横根山）などが山岳信仰の場となってからです。中世においては、日光山領として、この地域の村々が記録にあらわれます。戦国時代には、壬生氏が本拠地を鹿沼に移しこの地を支配していましたが、豊臣秀吉の関東侵攻の際、小田原城落城とともに壬生氏は滅亡し鹿沼城は廃城となりました。

近世に入ると、日光に東照宮が造営されたことにより、鹿沼地域は日光西街道・例幣使街道の宿駅として生まれ変わり町は商品流通の中心地として賑わいました。この頃彫刻屋台が数多くつくられ、町人文化の繁栄がみられました。栗野地域は、足尾銅山の開設にともない、生産生活物資輸送の中継地として賑わいました。

近代に入ると、鹿沼地域では木工業が盛んになり、日光線の開通や関東大震災、戦災復興などによる需要の増大に応じて生産を伸ばし、「木工のまち」としての地位を確立しました。

鹿沼市においては、昭和23年に鹿沼町が市制を施行し、その後、昭和29年に1市7か村、昭和30年に2か村を合併、栗野町も1町3か村を合併し、それぞれ現在の行政区域を形成しました。昭和46年4月には、鹿沼市・栗野町1市1町による鹿沼地区市町広域行政推進協議会を、次いで昭和47年4月には鹿沼地区広域行政事務組合を設立し、これまでさまざまな交流と連携を図ってきました。

■旧市町村別境界





かぬま
あわの新市まちづくりプラン

2. 新市の各種指標と見通し

(1) 人口及び世帯

平成12年国勢調査によると、鹿沼市・粟野町の総人口の合計は104,764人で、年少人口（0～14歳）比率は15.9%、生産年齢人口（15～64歳）比率は65.2%、高齢化率（65歳以上）は18.8%となっています。また、世帯数は32,291世帯、1世帯あたりの人員数は3.24人です。

計画の目標年である平成27年の新市の総人口は、108,700人で、計画期間内は緩やかに増加すると見込まれます。同年の年齢構成比は、年少人口が15.7%、生産年齢人口が61.3%、高齢者人口が23.0%と見込まれます。また、世帯数は39,450世帯、1世帯あたりの人員数は2.76人と見込まれます。

■人口・世帯数の推移と見通し

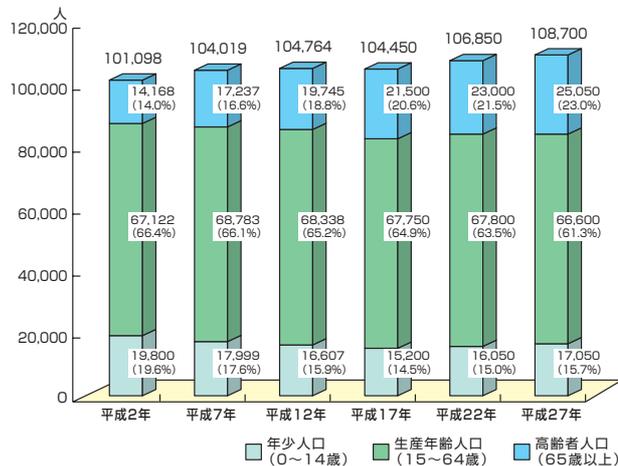
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	人	101,098	104,019	104,764	104,450	106,850	108,700
0～14歳	人	19,800	17,999	16,607	15,200	16,050	17,050
	%	19.6%	17.3%	15.9%	14.5%	15.0%	15.7%
15～64歳	人	67,122	68,783	68,338	67,750	67,800	66,600
	%	66.4%	66.1%	65.2%	64.9%	63.5%	61.3%
65歳以上	人	14,168	17,237	19,745	21,500	23,000	25,050
	%	14.0%	16.6%	18.8%	20.6%	21.5%	23.0%
世帯数	世帯	27,839	30,571	32,291	33,900	36,600	39,450
1世帯あたり人員数	人	3.63	3.40	3.24	3.08	2.92	2.76

注1：合計には年齢不詳者（平成2年が8人、12年が74人）を含んでいる。

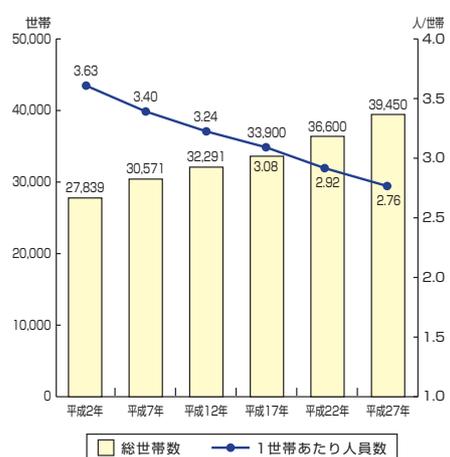
注2：人口推計は、コーホートセンサス変化率法に基づく推計値に政策人口を見込んだものである。

注3：世帯数、1世帯あたり人員数の見込みは、過去の実績をもとに推計している。

■人口の推移と見通し



■世帯数の推移と見通し



(2) 就業人口・市内総生産

平成12年国勢調査によると、鹿沼市・粟野町の実業人口の合計は54,849人で、人口の52.4%を占めます。そのうち第1次産業の実業割合は8.9%で、第2次産業は39.9%、第3次産業は51.2%となっています。第1次・第2次産業の実業割合は減少傾向にあり、第3次の実業割合は増加傾向にあります。

計画の目標年である平成27年の就業人口は55,000人でほぼ現在と同程度と見込まれます。第1次産業の実業割合は6.8%で、第2次産業は38.7%、第3次産業は54.5%と見込まれます。

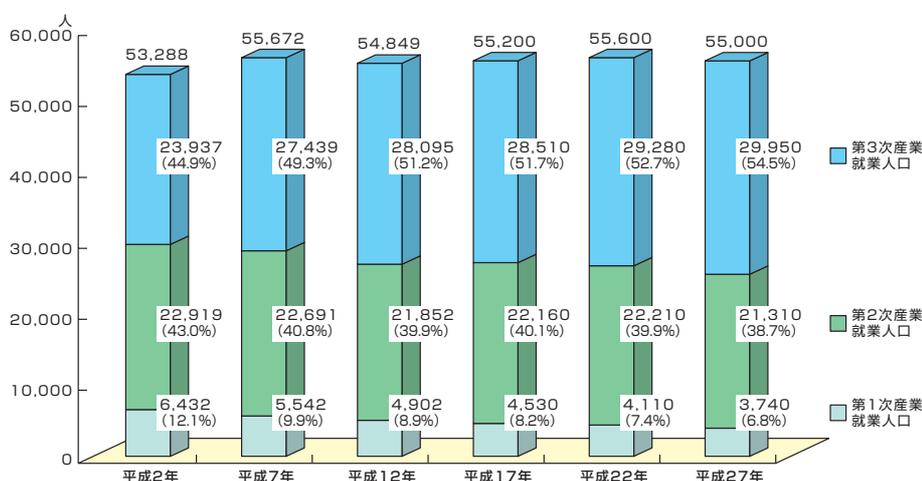
■就業人口の推移と見通し

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口	人	53,288	55,672	54,849	55,200	55,600	55,000
第1次産業	人	6,432	5,542	4,902	4,530	4,110	3,740
	%	12.1%	9.9%	8.9%	8.2%	7.4%	6.8%
第2次産業	人	22,919	22,691	21,852	22,160	22,210	21,310
	%	43.0%	40.8%	39.9%	40.1%	39.9%	38.7%
第3次産業	人	23,937	27,439	28,095	28,510	29,280	29,950
	%	44.9%	49.3%	51.2%	51.7%	52.7%	54.5%

注1：分類不能の産業は第3次産業に含めている。

注2：将来の実業人口は、生産年齢人口に対する実業人口の比率の過去の傾向をもとに推計（直線回帰）している。

注3：産業別実業人口は、第1次、第2次、第3次産業実業人口についてそれぞれ過去の傾向をもとに推計（第1次、第3次産業実業人口について対数回帰し、残りを第2次産業実業人口と設定）している。





かめま あわの新市まちづくりプラン

「栃木県市町村民経済計算」によると、平成12年度の鹿沼市・粟野町の市町内総生産の合計額は約3,814億円で、平成7年度と比較し、0.1%のマイナス成長となっています。産業分野別では、第1次・第2次産業が減少しており、第3次産業は増加しています。

計画の目標年である平成27年度の市内総生産は約4,678億円と見込まれます。低成長時代のなか、農業や製造業、小売・卸売・飲食業の収益性の確保や、地域経済のサービス化・ソフト化の一層の促進が求められます。

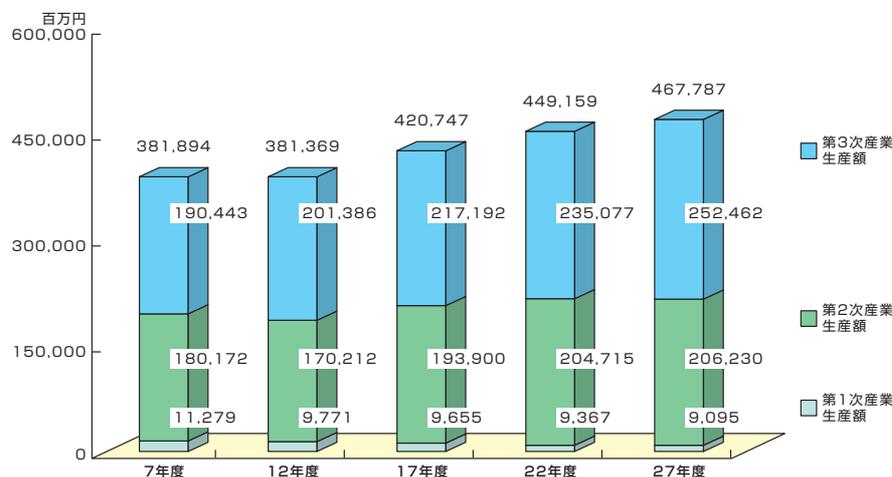
■市内総生産の推移と見通し

		平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
総生産額	百万円	381,894	381,369	420,747	449,159	467,787
	5年間の成長率	—	-0.1%	10.3%	6.8%	4.1%
第1次産業	百万円	11,279	9,771	9,655	9,367	9,095
	5年間の成長率	—	-13.4%	-1.2%	-3.0%	-2.9%
第2次産業	百万円	180,172	170,212	193,900	204,715	206,230
	5年間の成長率	—	-5.5%	13.9%	5.6%	0.7%
第3次産業	百万円	190,443	201,386	217,192	235,077	252,462
	5年間の成長率	—	5.7%	7.8%	8.2%	7.4%

注1：平成7、12年は「栃木県市町村民経済計算」による名目値である。

注2：平成17、22、27年度は平成13年度を基準とした実質値で、産業分類ごとの1人あたり総生産額の見込みから推計した。

注3：第1次産業、第2次産業、第3次産業生産額に帰属利子控除分を按分して含めている。



第3章 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像と基本目標

(1) 新市の将来像

新市は、豊かな自然に恵まれ、美しい清流と緑に囲まれた快適な住環境を有するとともに、首都東京からおよそ100km、東は県都宇都宮市に隣接し、圏域内を「北東国土軸」の基盤となる東北縦貫自動車道やJR、東武の2本の鉄道が走り、北関東自動車道も近接するなど、地理的優位性を併せ持つ、ポテンシャルの高い地域です。

私たちは、このすばらしい地において、『人と自然とが共生し、そこに生活する一人ひとりが、健康で心豊かな生活を送るとともに、活力ある産業を育て、将来にわたり、持続的発展の実現をめざす、明るく元気なまち』を将来都市像とし、

美しい自然を愛し、健康で心豊かな市民がつどい、
“みんなでつくる 元気なまち”

を基本理念とし、新たなまちづくりを推進していきます。

キーワード：

「みんなでつくる 元気な」(かぬま“夢未来”創世プランサブタイトルより)

「美しい自然」きれいな水と緑(水と緑のふるさと宣言：栗野町／環境都市宣言：鹿沼市 より)

「健康で」(新・健康都市宣言：鹿沼市／ふるさとあわの創造計画 より)

「心豊かな」(かみつが新・みどりプラン：地域づくりの基本的な考え方 より)

(2) まちづくりの基本目標

新市建設の基本方針として、まちづくりの目標とする5本の柱を設定し、総合的、計画的な施策を展開します。

- | | |
|-------------------|---------------|
| I 豊かな自然と人々が共生する | “快適な環境都市づくり” |
| II 躍進する産業がリードする | “活力ある産業都市づくり” |
| III みんなが手をつなぎ助け合う | “心豊かな健康都市づくり” |
| IV 歴史が育み地域が支える | “磨きあう文化都市づくり” |
| V 市民と行政がとものつくる | “開かれた交流都市づくり” |



2. 土地利用の基本方針

新市は、合併が市民の利便性を向上し、より良い住環境をもたらすものとなるよう、地理的条件等、現在の地域の特性を踏まえ、鹿沼市と栗野町の一体感の醸成とさらなる交流の促進をテーマとして、3つのゾーンを設定しました。今後それぞれのゾーンが相互に補完し合いながら、新市全体としての魅力を高めていくよう、計画的な土地利用を図ります。

(1) 前日光フォレストリゾートゾーン

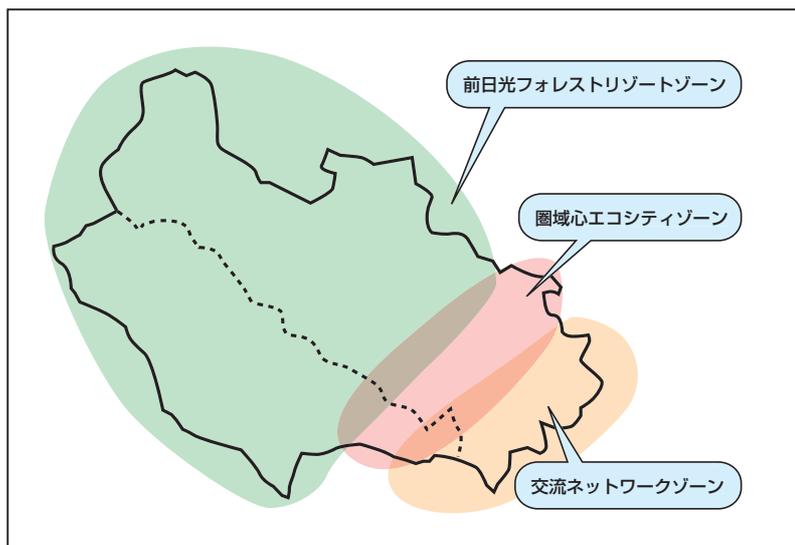
前日光県立自然公園を背景として、豊かな緑と美しい清流に囲まれた快適な住環境を創出するとともに、都市と農村の交流を促進する地域。

(2) 圏域心エコシティゾーン

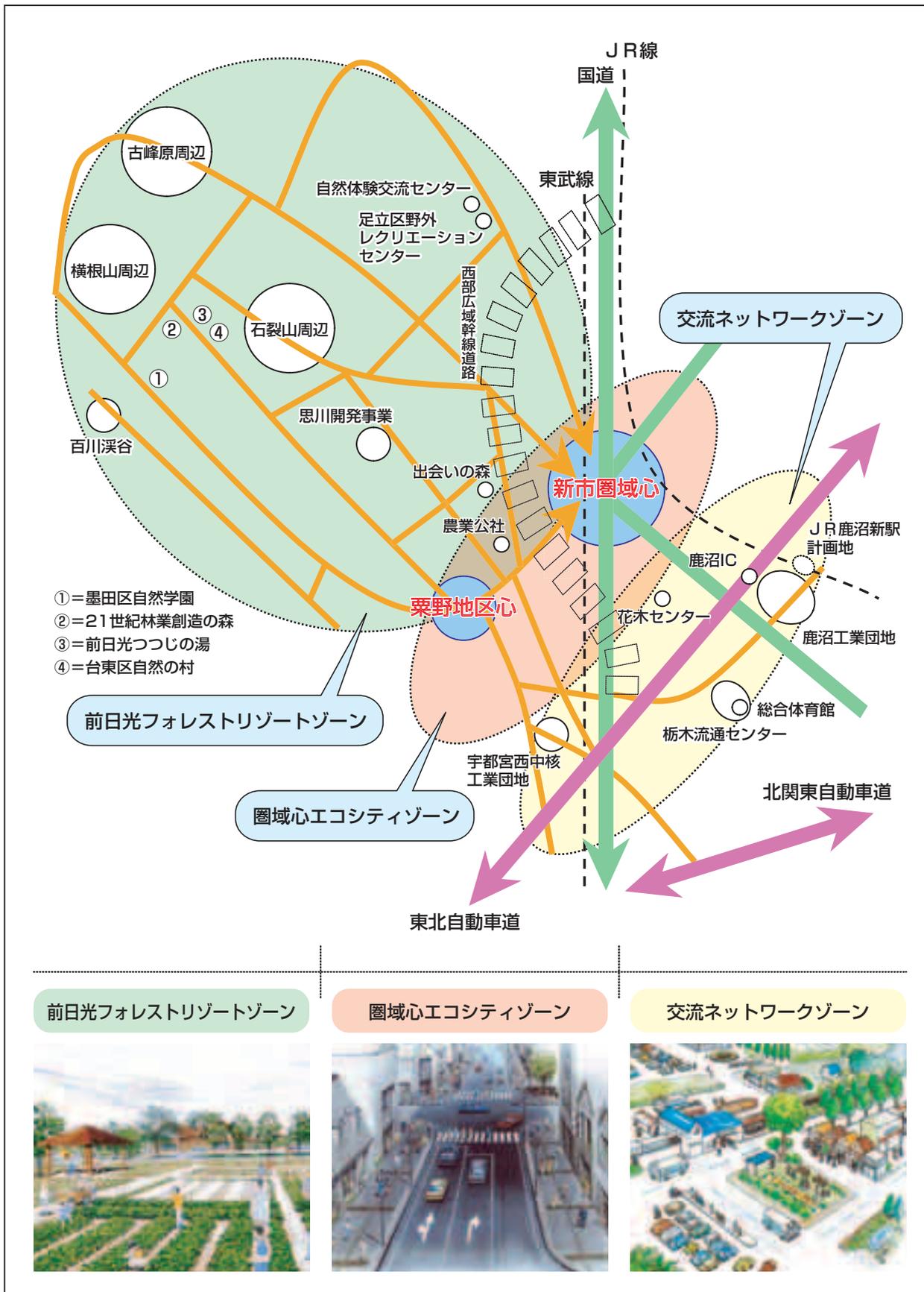
県央西部の圏域心として、総合的な都市開発を環境に十分配慮しながら展開し、圏域の産業振興拠点、活性化拠点を形成する地域。

(3) 交流ネットワークゾーン

県央地域の都市機能の一翼を担う広域交流施設や工業団地等の産業基盤が集積し、県央の産業・交通の拠点として発展が期待される地域。



■ゾーンイメージ図



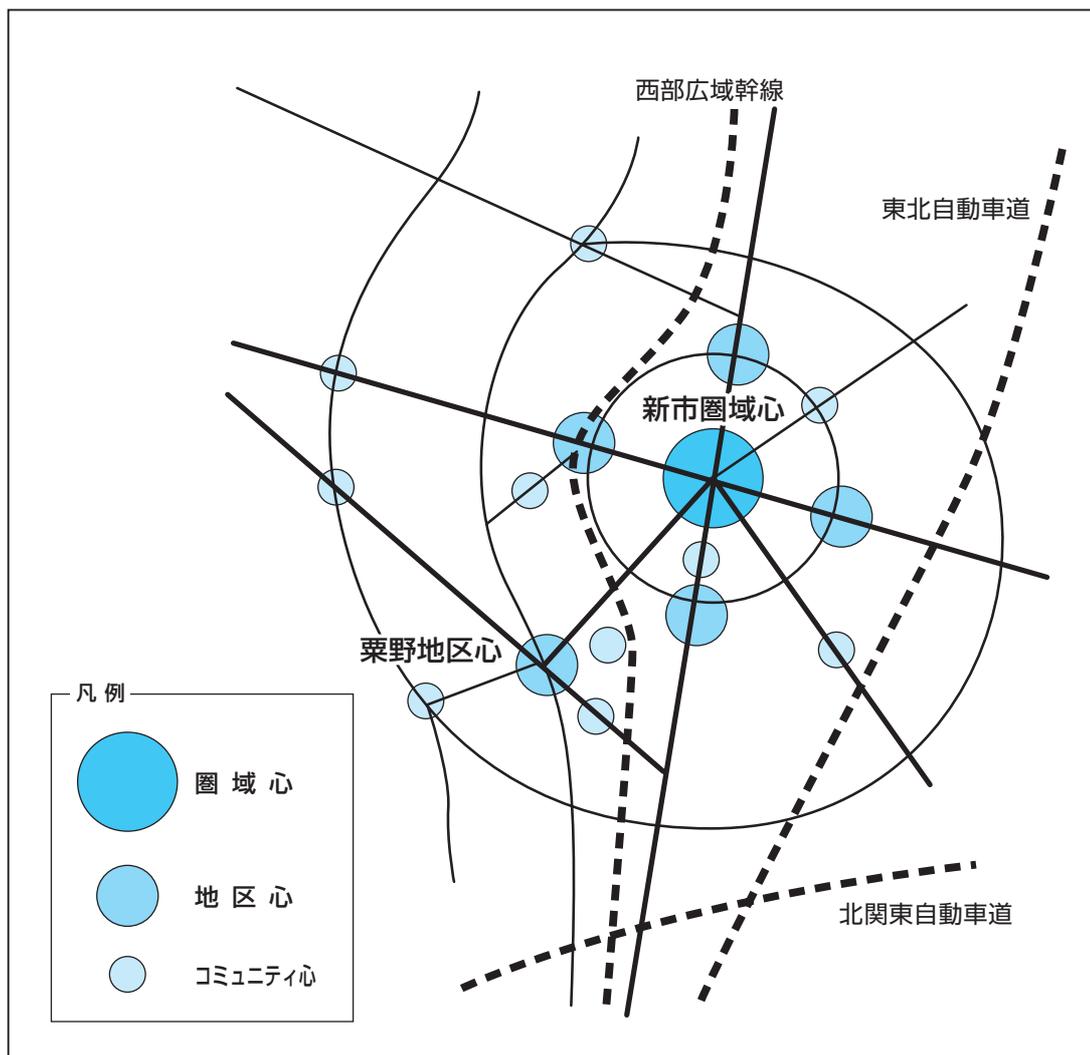


3. 地域間ネットワークの形成

21世紀に向けた新市の発展のためには、市域内の交通や情報のネットワークの基盤を構築し、さまざまな分野で地域間の連携を図ることが必要であり、また、人々の生活の場となるコミュニティや文化活動、経済活動の拠点となる地域の核（“まちの心”）を形成することも重要です。

そこで、日常生活圏の拠点である“コミュニティ心”、公共施設が立地し、商業等の集積のある“地区心”、さらに新市の圏域全体の中心となる“圏域心”を“まちの心”として設定し、それぞれの“まちの心”の機能を高めるために、心と心をつなぐ交通ネットワークや情報ネットワークで結び、さらには、圏域外との交流ネットワークを広げることにより、より充実した生活を享受できる地域の形成を目指します。

■ネットワーク図表



第4章 ゾーンごとの地域振興プロジェクト

新市は、一体化の推進とコミュニティ形成のための総合的な施策を展開するとともに、第3章で述べた各ゾーンにおいては、地理的条件を踏まえつつ、将来像の実現に向けた地域振興策（生活基盤整備や産業振興策等）を推進します。

1. 前日光フォレストリゾートゾーン

西北部の山間地域には、豊かで優れた森林資源や首都圏への水の供給源ともいうべき清流、関東を一望できる高原の景観、歴史的文化財等が存在し、林業や農業、観光・レクリエーション産業が営まれています。

これらの自然環境の保全と活用に努めるとともに、市民や都市住民等への観光・レクリエーションの場としての利用を促進するほか、自然体験交流センター等を活用し、青少年の健全育成や、地域振興のための施策を展開します。

また、道路や上下水道などの定住基盤の整備等による地域住民の生活環境の向上、地域特性を活かした農林業の振興を図ります。

主要事業

- 自然体験交流センター整備・推進事業
- 農村公園整備事業
- 観光振興事業
- 内水面振興対策事業
- 堆肥化センター整備事業
- （仮称）ハーベストセンター整備事業
- 前日光牧場整備保全事業
- 林道整備事業
- 森林整備事業





かめま あわの新市まちづくりプラン

2. 圏域心エコシティゾーン

圏域心においては、環境都市・健康都市として、環境や福祉に配慮した人にやさしい都市基盤の整備を進めるとともに、多くの人々が集い、魅力的で活気あふれる中心市街地の形成と、新たな拠点づくりをめざします。

また、新市の一体化が円滑に図れるよう、駅周辺整備や幹線道路の整備をはじめとする、都市機能の強化を図るとともに、リーバス等による市内各地域とのネットワークの構築や、商業地域の活性化支援策などにより、人々の交流を促進します。

市街地周辺においては、上下水道の整備など、生活環境の向上を図るほか、土地改良事業等による農業生産基盤の強化を図ります。

主要事業

- 中心市街地新拠点整備事業 ● 文化ゾーン整備計画の推進
- (仮称) ふる里あわの館建設事業 ● 東武新鹿沼駅(東口) 駅前広場の整備
- JR鹿沼駅周辺整備事業 ● 都市計画道路の整備
- 黒川緑地整備事業 ● 土地区画整理事業 ● 千寿荘建替事業



3. 交流ネットワークゾーン

東部地域は、鹿沼インターチェンジを中心に、工業団地や流通センター、花木センター、運転免許センター等が集中しており、また、近接して北関東自動車道の整備が進められ、宇都宮西中核工業団地からの流通経路が開かれるなど、県央西部の拠点地域として一層の発展が期待されます。

今後は、こうした産業基盤や交通基盤の集積を活かし、商工業施設や新たな分野等における企業立地を促進するとともに、新駅整備を含むJR日光線の機能強化や宇都宮鹿沼間の道路整備等を進め、都市間交流の拡充を図ります。

さらに、土地改良事業等による農業基盤の強化や流通機能の充実などを進め、首都圏の食糧基地としての役割を高めるとともに、都市化との調整を図りながら、上下水道の整備など、生活環境の整備を推進します。

また、栃木県西部のスポーツ交流拠点である総合体育館（フォレストアリーナ）等を中心として、文化・スポーツの交流を広域的に進めます。

主要事業

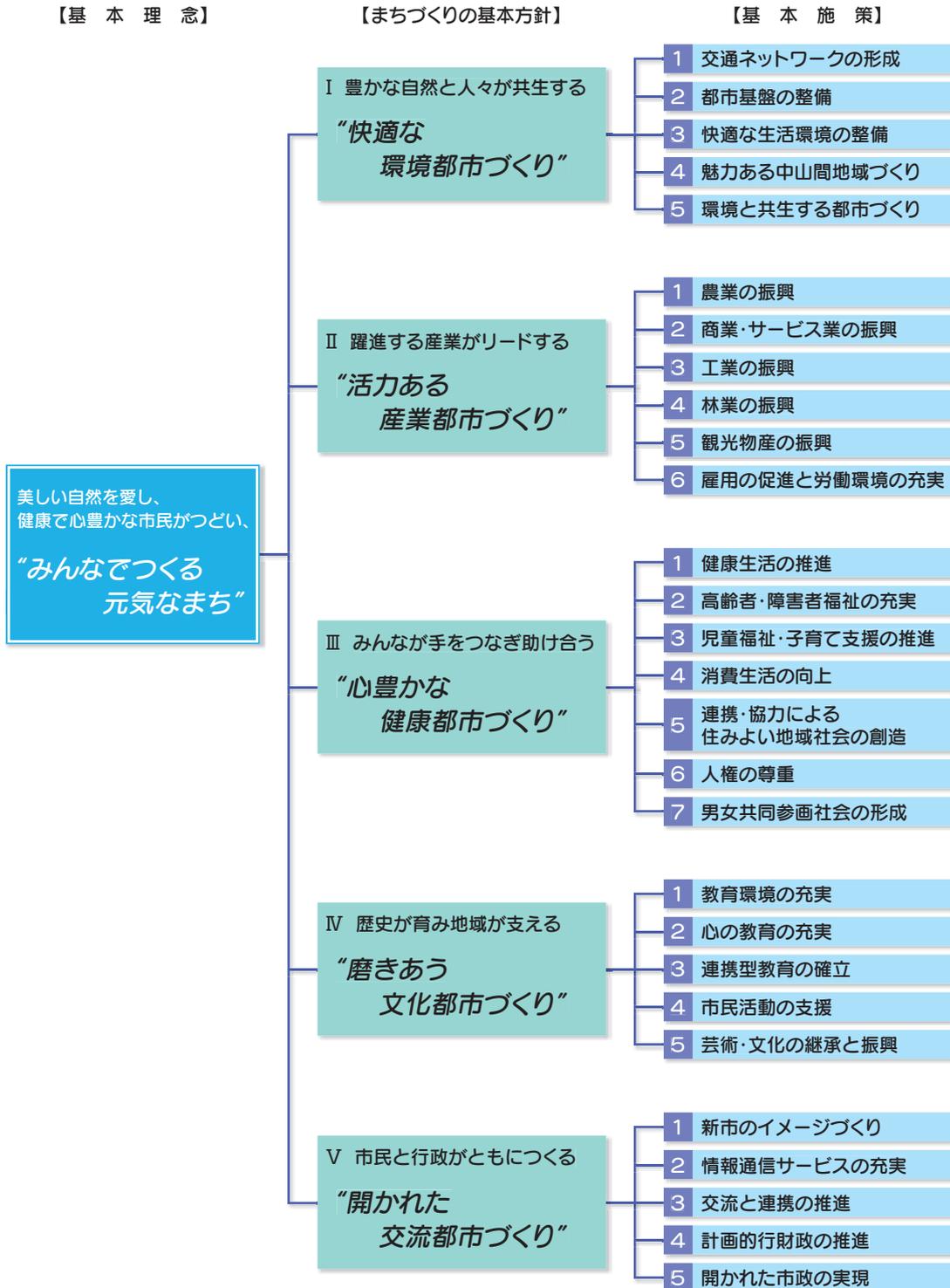
- JR日光線新駅の整備
- 工業の振興事業
- 企業誘致の推進
- 花木センターパワーアップ事業
- (仮称) 鹿沼市サッカー場整備事業
- ISO認証取得支援事業
- かぬまブランド推進事業
- 新たな地域産業の創造





第5章 新市の施策

1. 新市の施策体系



2. 新市の施策展開

I 豊かな自然と人々が共生する

“快適な環境都市づくり”

市民一人ひとりが、快適な生活をおくるために、心の豊かさや満足感を
得られる都市の整備が求められています。それらの基盤整備にあたっては、
景観的な魅力のみならず、機能的な空間づくりを進めるとともに、地球環
境にやさしい社会を築いていく必要があります。

そこで、新市においては、多様な都市活動を支える道路ネットワークを
構築するとともに、新市の圏域心としての新たな拠点を整備し、公共交通
機関の機能の充実と併せて、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環
境を持つ都市をつくります。また、緑豊かな美しい居住環境の形成に努め、
上下水道やごみ処理施設などの社会的基盤の整備を促進し、安全性・安心
度の高い快適な都市をつくります。

中山間地域については、農林業の生産基盤・居住環境の整備充実を図り、
地域資源等を通じた都市と中山間地域の交流を活性化します。

さらに、新市の持続的発展を可能にするためには、環境問題への取組と
循環型社会の実現が不可欠です。そのために、将来において貴重な財産と
なる森林資源を整備・保全するとともに、環境教育を推進し、市民一人ひ
とりが普段の暮らしや活動の中で環境美化、環境負荷低減、自然環境保護、
ごみ減量などを積極的に進める社会環境づくりと、循環型社会を実現する
取組を着実に進めていきます。

新市は、環境の時代に対応した、効率的で質が高く、豊かな自然と人々
が共生する“快適な環境都市”を創造します。





かめま あわの新市まちづくりプラン

【基本施策】

[1] 交通ネットワークの形成

都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するため、幹線道路や生活道路などの整備を進め、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築するとともに、両市町の早期一体化を促進するため、清南橋の架け替え等の事業を推進します。

また、公共交通機関の機能の充実を図り、新市住民の利便性向上のため、パークアンドライド型のJR日光線新駅の整備を進めます。

主要施策 ●道路ネットワーク整備 ●公共交通機関の機能充実

[2] 都市基盤の整備

活気ある市街地の構築に向け、新市の圏域心として、交通結節点機能と観光機能を併せ持つ新たな拠点を整備し、中心市街地全体を活性化するためのネットワークづくりを進めます。

快適な居住環境の確保をめざし、住宅密集地における良好な住環境を創出する街区公園の整備や土地区画整理事業、また、少子・高齢化にも対応した公営住宅の整備を推進します。

主要施策 ●活気ある市街地の構築 ●居住基盤の形成
●緑ゆたかな都市空間の創造



[3] 快適な生活環境の整備

市民の快適な生活環境を確保するために、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤の整備を促進します。特に下水の処理については、地域の実情にあわせて安定的かつ効率的な処理の手法を選択して整備を進めます。また、雨水幹線や霊園等の整備を計画的に進め、快適な生活基盤の整備を図ります。

主要施策

- 下水道の普及
- 上水道の安定供給対策
- ごみ・し尿処理対策
- 雨水排水対策
- 霊園・公園墓地の整備

[4] 魅力ある中山間地域づくり

魅力ある中山間地域を創造するために、道路や上下水道などの定住基盤整備や、農林業の生産基盤整備を推進し、地域資源等を通じた都市と中山間地域の交流を活性化します。

主要施策

- 特定地域の振興
- 農林業生産基盤の整備
- 居住環境の充実

[5] 環境と共生する都市づくり

市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し行動できるよう、環境教育を推進します。そして、生産・流通・消費・廃棄等の社会経済活動の全体を通じて、資源やエネルギーの効率的・循環的な利用を進め、汚染物質や廃棄物の発生を抑制するなど、循環型社会の形成に向けて、より一層の廃棄物対策や環境負荷低減への取り組みを図っていきます。

主要施策

- 環境問題への取組み
- 環境保全対策
- 循環型社会の形成





基本施策	主要施策	主要事業
[1]交通ネットワークの形成	(1) 道路ネットワーク整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の整備 ○歩道・交差点等新設改良工事 ○広域・一般道路新設改良工事 ○林道整備事業
	(2) 公共交通機関の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ○JR日光線新駅の整備 ○JR鹿沼駅周辺整備事業 ○生活路線バス“リーバスネット”の整備 ○東武新鹿沼駅（東口）駅前広場の整備
[2]都市基盤の整備	(1) 活気ある市街地の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地新拠点整備事業 ○文化ゾーン整備計画の推進 ○潤いと賑わいのある中心商店街づくり ○（仮称）ふる里あわの館建設事業
	(2) 居住基盤の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業 ○市営住宅整備事業 ○若年勤労者用住宅建設事業 ○永住希望者住宅等支援事業 ○土地利用計画策定事業 ○都市計画マスタープラン策定事業
	(3) 緑ゆたかな都市空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ○庭園のまち（ガーデンシティ）推進事業 ○都市公園整備事業 ○住区基幹公園整備事業
[3]快適な生活環境の整備	(1) 下水道の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道（汚水）整備事業 ○公共設置型浄化槽整備推進事業 ○浄化槽設置普及促進事業 ○水洗化普及促進事業 ○下水道処理施設の整備 ○農業集落排水事業 ○終末処理場整備事業
	(2) 上水道の安定供給対策	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道第5次拡張事業 ○水道未普及地域の解消 ○簡易水道施設整備事業 ○水道施設災害防止対策 ○漏水防止対策 ○クリプトスポリジウム等病原性原虫対策
	(3) ごみ・し尿処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集事業 ○ごみ処理施設整備事業 ○し尿処理施設整備事業 ○一般廃棄物処理基本計画の策定 ○一般廃棄物最終処分場施設整備事業
	(4) 雨水排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道（雨水）整備事業 ○雨水浸透樹設置促進事業 ○河川等整備事業
	(5) 霊園・公園墓地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公営墓地整備事業

基本施策	主要施策	主要事業
[4]魅力ある中山間地域づくり	(1) 特定地域の振興	○山村振興計画策定事業 ○辺地計画策定事業
	(2) 農林業生産基盤の整備	○土地改良事業 ○農地リニューアル事業 ○林道整備事業 ○森林整備事業 ○水源の森整備事業 ○野生鳥獣被害防止対策事業
	(3) 居住環境の充実	○コミュニティセンター建設事業 ○コミュニティ施設の整備 ○（仮称）ハーベストセンター整備事業 ○農村公園整備事業 ○公共設置型浄化槽整備推進事業 ○水洗化普及促進事業 ○浄化槽設置普及促進事業 ○水道未普及地域の解消
[5]環境と共生する都市づくり	(1) 環境問題への取組み	○環境教育推進事業 ○きれいなまちづくり推進事業 ○「鹿沼市環境基本計画」策定事業 ○新エネルギー等導入重点プロジェクト事業 ○地域省エネルギービジョン策定事業
	(2) 環境保全対策	○環境保全対策事業 ○地球温暖化防止対策事業
	(3) 循環型社会の形成	○リサイクル推進事業 ○ごみ収集事業 ○堆肥化センター整備事業 ○流域下水汚泥処理事業の推進



Ⅱ 躍進する産業がリードする

“活力ある産業都市づくり”

本地域は、前日光の清流や豊かな森林資源を背景に、林業・木工業等を基幹産業として発展してきました。

しかし、時代のニーズや産業構造の変化から、一部の産業においては、就業者の減少や高齢化の進展、採算性の悪化等により、競争力のある産業として維持していくことが困難な状況となっています。

また、長引く景気の低迷や消費者ニーズの変化、経済のグローバル化等により、地元商工業者を取りまく経営環境も厳しくなっており、大きく変化している経営環境に対応するため、地域経済の牽引力として、中小企業の経営革新や創業を促進する様々な施策が求められています。

農林業においては、首都圏農業の振興や「かぬま材」の普及促進など、首都東京から約100kmという地理的優位性や特色を活かした施策をさらに発展させ、『かぬまブランド』を全国に向けPRすることが必要となっています。

これらのことから、従来の取組に加えて新たな視点により地域産業の振興方策を検討し、これを持続的に発展させていくことが重要です。

新市は、保有する緑豊かな自然環境や、歴史的財産を活用した観光資源のほか、農林業・商工サービス業をはじめとする多様な地域産業等を有効活用し、21世紀の新たな「かぬま」にふさわしい“活力ある産業都市”を創造します。



【基本施策】

[1] 農業の振興

恵まれた自然条件や東京圏に近接する地理的優位性のもと、農業を振興するための生産基盤の充実を図り、経営者の高齢化に対応した後継者の育成を促進します。また、環境保全型社会に対応した、農村環境の充実を図るとともに、農畜産品については、高付加価値化に取り組み、首都圏農業の振興を図ります。

主要施策

- 農業生産基盤の充実
- 農業経営体の育成
- 首都圏農業の振興
- 農村環境の充実
- 畜産の振興

[2] 商業・サービス業の振興

多様化する消費者ニーズ、大型店の出店等による環境の変化に対応するため、融資制度の充実等経営基盤の強化を支援します。また、賑わいのある商店街を形成するため、商店街の活性化を図ります。さらに、やる気のある商業者を支援するとともに、担い手の育成を図り、商業・サービス業の振興を図ります。

主要施策

- 経営基盤の強化
- 商店街の活性化
- 商業の担い手育成

[3] 工業の振興

長引く景気の低迷などにより、中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。このため、経営基盤の一層の強化に努めるとともに、中小企業融資制度などの充実を図ります。また、地域経済の発展をめざし、木工関連業等地方産業の振興を図るとともに、雇用機会の拡大を促進します。さらに、地理的有利な条件を活かし、優良企業の誘致を図りつつ、新たな成長分野への取組などによる地域産業の創出を推進します。

主要施策

- 中小企業の支援
- 工業の振興
- 新たな地域産業の創出





かぬま あわの新市まちづくりプラン

[4] 林業の振興

林業生産の活性化をめざし、担い手の育成や、林業基盤の充実を図ります。また、水源涵養・防災等、森林の持つ多様な機能を維持するため、森林の整備や保全を促進します。恵まれた森林資源を活用し、鹿沼材のPRを含めた地場産材活用の拠点施設整備を推進するとともに、森林とのふれあいの場や森林を活用した林業体験などの場を創出します。

主要施策 ● 林業基盤の充実 ● 森林の整備・保全 ● 森林資源の活用

[5] 観光物産の振興

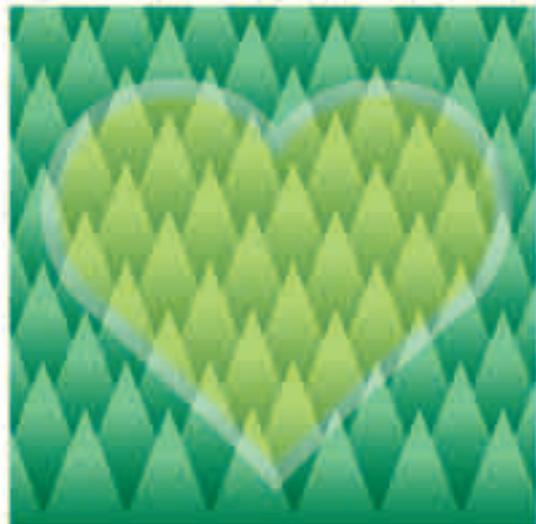
前日光県立自然公園、彫刻屋台や花木センターなど、魅力ある観光資源の充実を図るため、観光施設の整備を推進します。また、観光客の誘致を図るため、観光情報の提供や全国キャンペーンを行うほか、地域産業が生み出す優れた産品を“かぬまブランド”として全国にPRするとともに、新たなブランドの創出を推進します。

主要施策 ● 観光施設の整備 ● 観光PRの推進 ● かぬまブランドの創造

[6] 雇用の促進と労働環境の充実

地域経済の景気低迷やデフレ経済の長期化による雇用環境の悪化や、雇用形態の変化に対応するため、安定雇用の促進を図ります。また、勤労者福祉対策等による労働環境の充実を図ります。

主要施策 ● 労働環境の充実 ● 安定雇用の促進



基本施策	主要施策	主要事業
[1]農業の振興	(1) 農業生産基盤の充実	○土地改良事業 ○農村公園整備事業 ○野生鳥獣被害防止対策事業
	(2) 農業経営体の育成	○ニューファーマー支援事業
	(3) 首都圏農業の振興	○かぬまブランド推進事業 ○花木センターパワーアップ事業
	(4) 農村環境の充実	○堆肥化センター整備事業 ○農村公園整備事業 ○農業集落排水事業 ○農地リニューアル事業
	(5) 畜産の振興	○前日光牧場整備保全事業
[2]商業・サービス業の振興	(1) 経営基盤の強化	○中小企業の融資制度の充実
	(2) 商店街の活性化	○潤いと賑わいのある中心商店街づくり ○商店・商店街のやる気応援事業
	(3) 商業の担い手育成	○商店・商店街のやる気応援事業
[3]工業の振興	(1) 中小企業の支援	○中小企業の融資制度の充実 ○ISO認証取得支援事業
	(2) 工業の振興	○工業振興事業 ○企業誘致の推進 ○伝統的工業後継者育成事業
	(3) 新たな地域産業の創造	○新たな地域産業の創造
[4]林業の振興	(1) 林業基盤の充実	○林業整備事業 ○山村振興計画策定事業
	(2) 森林の整備・保全	○水源の森整備事業 ○野生鳥獣被害防止対策事業 ○森林整備事業
	(3) 森林資源の活用	○地場産材の需要拡大 ○自然体験交流センター整備・推進事業
[5]観光物産の振興	(1) 観光施設の整備	○観光施設整備事業 ○中心市街地新拠点整備事業 ○（仮称）ハーベストセンター整備事業 ○（仮称）ふる里あわの館建設事業
	(2) 観光PRの推進	○観光振興事業 ○観光・産業・文化の総合PR体制整備事業 ○花木センターパワーアップ事業 ○内水面振興対策事業
	(3) かぬまブランドの創造	○かぬまブランド推進事業
[6]雇用の促進と労働環境の充実	(1) 労働環境の充実	○勤労者福祉対策 ○若年勤労者用住宅建設事業
	(2) 安定雇用の促進	○中小企業の融資制度の充実 ○雇用促進事業



Ⅲ みんなが手をつなぎ助け合う

“心豊かな健康都市づくり”

人々が、心豊かに、充実した毎日をおくるためには、家庭や学校、地域などにおける、人と人のふれあいを欠かすことはできません。少子・高齢化が進行する現在では、健康で生きがいのある長寿社会や、安心して子育てのできる環境を築くため、乳幼児から高齢者まですべての市民が、共に支え合いながら生きる地域社会づくりが強く求められています。特に、合併により市域は拡張されるため、地域間の連携や一体化の推進はますます重要となります。

こうした中で、新市は、地域におけるさまざまなコミュニティ活動や、新たな役割を担うNPOやボランティア等の活動を積極的に支援し、また、連携し合いながら、保健・医療サービス、高齢者・障害者の社会参加支援、子育て支援など、きめ細やかな思いやりのあるサービスをめざすとともに、絶えず利用者のニーズを把握して、サービス内容の改善を図ります。また、市民が常に安全で、安心して暮らせるよう、消防防災体制・救急救助体制の充実、防犯対策、交通安全対策等を推進します。

新市は、市民一人ひとりが人権を尊重し、お互いに助け合いながら、高齢者、障害者や子どもをはじめ、すべての市民が平等に社会参画ができ、健康でゆとりと生きがいを持って暮らせる“心豊かな健康都市”を創造します。



【基本施策】

〔1〕健康生活の推進

市民一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健やかな生活が営めるよう、医師会や県関係機関等の協力を得ながら保健・医療サービスの充実を図るほか、地域福祉活動との連携を強化します。また、市民の健康増進のため、食事、仕事、運動、休養等バランスのとれた生活スタイルへの総合指導を展開します。

主要施策 ●保健・医療サービスの充実 ●市民の健康づくりの推進

〔2〕高齢者・障害者福祉の充実

高齢者や障害者が住みなれた地域の中で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスの充実努めるほか、地域におけるボランティア活動等を促進するなど、生活支援体制の強化を図ります。また、公共空間のバリアフリー化や就労機会の創出などを進め、高齢者や障害者が生きがいをもって社会参加ができる環境づくりを推進します。

主要施策 ●高齢者福祉サービスの充実 ●高齢者の生きがいづくり
●障害者福祉サービスの充実 ●障害者の社会参加支援

〔3〕児童福祉・子育て支援の推進

子どもの健全な発育を促進するため、子育てに関する各種医療サービスや保育サービスの充実を図るほか、地域でのサポートネットワークの拡充や施設の整備・充実に努めます。また、少子化対策への積極的な対応を進めるため、税制度面も含めた体系的な支援制度を全国に先駆けて実施するなど、総合的な施策を展開します。さらに、子育て不安解消のための子育て相談をはじめ、各種制度の周知・活用を進めます。

主要施策 ●保育サービスの充実 ●子育て環境の整備

〔4〕消費生活の向上

環境問題に配慮したリサイクル運動や、安全な商品の選択など、消費生活に関する新たな課題も増えている中で、消費者団体等の活動はますます重要になっています。また、近年増加している悪質な勧誘等にも対処する必要があります。こうしたことから、消費生活に関するあらゆる情報提供や意識の啓発を行うとともに、消費生活相談機能を充実し、市民生活の向上を図ります。

主要施策 ●消費生活の向上





かぬま あわの新市まちづくりプラン

[5] 連携・協力による住みよい地域社会の創造

少子・高齢化社会への対応、環境問題の解決などについては、住民の主体的な取り組みが必要となっています。その基礎となるさまざまな地域コミュニティ活動や社会福祉協議会の活動のほか、ボランティア・NPO等の活動を積極的に支援し、住民同士がともに支えあう地域社会づくりを推進します。また、地域住民の意識の高揚を図り、消防署と消防団の連携強化や、地域における防犯活動、交通安全対策などを促進し、市民が安全に、安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

主要施策

- 地域コミュニティの推進
- 地域福祉活動の推進
- ボランティア・NPO活動支援
- 消防・防災対策
- 救急救助体制の強化
- 防犯対策
- 交通安全対策の推進

[6] 人権の尊重

同和問題をはじめ、障害者、女性、外国人などに対する差別や偏見は、日本国憲法で保障された基本的人権に関わる重大な問題です。さまざまな人権問題に対する理解を深め、住民の基本的人権の擁護と人権尊重意識を高めるため、地域・家庭・学校・行政などあらゆる場において啓発活動などを積極的に推進し、差別や偏見を許さない明るい社会づくりに努めます。

主要施策

- 人権尊重社会の形成

[7] 男女共同参画社会の形成

人々の意識や行動、社会の制度や慣行の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識をなくし、男女がともに参画できる社会の実現に向け、市民の意識の高揚を図るとともに、少子化対策の点からも、子育て支援機能の強化など、地域との連携により総合的な取り組みを展開します。

主要施策

- 男女共同参画社会の形成



基本施策	主要施策	主要事業
[1]健康生活の推進	(1) 保健・医療サービスの充実	○保健福祉計画の総合調整 ○乳幼児医療対策 ○子育て保健サービス ○児童医療費助成事業 ○生活習慣病の予防対策 ○（仮称）休日・夜間急患診療所整備
	(2) 市民の健康づくりの推進	○健康づくりの推進
[2]高齢者・障害者福祉の充実	(1) 高齢者福祉サービスの充実	○在宅高齢者の生活支援事業 ○千寿荘建替事業 ○高齢者福祉施設等整備事業
	(2) 高齢者の生きがいづくり	○高齢者の生きがいづくり事業
	(3) 障害者福祉サービスの充実	○障害者福祉施設等整備事業 ○身体障害者の支援 ○精神障害者の支援 ○在宅障害者の支援 ○在宅知的障害者の支援 ○重度心身障害者・難病患者の支援
	(4) 障害者の社会参加支援	○障害者の社会参加の支援
[3]児童福祉・子育て支援の推進	(1) 保育サービスの充実	○保育サービス ○公立保育所等整備事業
	(2) 子育て環境の整備	○児童福祉施設等整備事業 ○放課後児童健全育成 ○子育て保健サービス ○乳幼児医療対策 ○児童医療費助成事業 ○第3子以降子育て支援事業
[4]消費生活の向上	(1) 消費生活の向上	○消費者の保護 ○消費者の自立支援 ○消費者団体の育成・支援
[5]連携・協力による住みよい地域社会の創造	(1) 地域コミュニティの推進	○元気なまちづくり推進事業 ○地区コミュニティ活動の支援 ○コミュニティ施設の整備 ○コミュニティセンター建設事業 ○定住化の促進 ○合併市町村振興基金の設置
	(2) 地域福祉活動の推進	○保健福祉計画の総合調整 ○社会福祉協議会に関する支援事業
	(3) ボランティア・NPO活動支援	○ボランティア・NPOセンター開設
	(4) 消防・防災対策	○消防力強化事業 ○消防分署建設事業 ○消防団活性化事業 ○地域防災計画の策定 ○防災機能の強化
	(5) 救急救助体制の強化	○救急救助業務高度化事業
	(6) 防犯対策	○防犯活動の推進
	(7) 交通安全対策の推進	○交通安全対策
[6]人権の尊重	(1) 人権尊重社会の形成	○人権尊重社会の形成 ○隣保館事業の推進
[7]男女共同参画社会の形成	(1) 男女共同参画社会の形成	○男女共同参画社会啓発事業 ○男女共同参画プラン推進事業



Ⅳ 歴史が育み地域が支える

“磨きあう文化都市づくり”

ますます複雑化する現代社会の中で、一人ひとりが充実した生活を求め、さまざまなスポーツや文化活動、あるいはボランティア活動等に参加する人びとが増えています。このような市民の欲求に応えるため、誰もが、生涯にわたって、いつでも、どこでも学ぶことができる環境を整える必要があります。

また、これまでになく変化の著しい時代のなかで、郷土の歴史や文化、そして自然環境への関心の高まりを反映し、伝統ある文化や産業を礎にした、新しい市民文化が育つ土壌をつくっていく必要があります。さらに、少子化や高齢化が急激に進行しているなか、家族構成の変化や女性の社会進出の拡大などが、子育て環境に大きな影響を及ぼしています。子どもたちの個性と人権を尊重し、社会参加を促しながら、複雑化する社会のなかでそれぞれの能力を発揮し、新しい時代を切り開いていける青少年の育成が求められています。

新市は、地域住民と行政、そして各種の団体や学校とがさまざまな分野で連携を図り、それぞれの機能を十分発揮しながら力を合わせ、「歴史が育み地域が支える“磨きあう文化都市”を創造します。



【基本施策】

[1] 教育環境の充実

学校教育は、子どもたちの学ぶことに対する興味・関心・意欲の向上を図り、各人の個性、能力に応じて、自ら学ぶことの楽しさを教える場となることが求められています。新市は、より良い教育の実現のために、学びやすい環境づくりと施設の整備に努めます。

主要施策 ●教育環境の充実 ●教育施設の整備

[2] 心の教育の充実

私たちを取り巻く社会環境の変化は、子どもたちに大きな影響を及ぼしています。新市は、「教育研究所」の機能を拡充し、専門家や家庭とのネットワークの強化などにより、教育のさまざまな問題にきめ細かに対処していきます。

主要施策 ●心の教育の充実

[3] 連携型教育の確立

未来を担う子どもたちには、豊かな人間性や創造性を育てていくことが大切です。新市は、家庭、学校、地域社会が一体となって、地域に開かれた学校づくりをめざし、個性を伸ばし心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

主要施策 ●特色ある教育の推進・学社融合の推進

[4] 市民活動の支援

市民が、自分にふさわしい学習機会を選択し、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで、気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。また、青少年の活発な地域活動を支援します。

主要施策 ●生涯学習の推進 ●スポーツ・レクリエーション活動の支援
●青少年の健全育成

[5] 芸術・文化の継承と振興

めまぐるしい変化の時代の中にあって、潤いとやすらぎの場を求める人びとの欲求はますます高まっています。新市は、市民の活発な芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史や伝統文化を、大切に次世代へ継承していきます。

主要施策 ●芸術・文化の振興 ●文化的遺産の保護・活用





基本施策	主要施策	主要事業
[1]教育環境の充実	(1) 教育環境の充実	○情報化教育推進事業 ○学校給食再編事業
	(2) 教育施設の整備	○小中学校整備事業 ○スクールバス運行事業
[2]心の教育の充実	(1) 心の教育の充実	○総合教育研究機関の設置 ○不登校対策ネットワーク事業
[3]連携型教育の確立	(1) 特色ある教育の推進	○学校の特色づくり支援事業 ○小中高大の教育連携システム構築 ○自然生活体験学習推進事業 ○環境教育推進事業 ○歴史や文化、偉人に学ぶ郷土理解学習の推進
	(2) 学社融合の推進	○総合教育研究機関の設置 ○交流カレッジ事業
[4]市民活動の支援	(1) 生涯学習の推進	○かぬま生涯学習大学推進事業 ○生涯学習推進事業
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の支援	○自然体験交流センター整備・推進事業 ○スポーツ・レクリエーション活動の支援 (総合型地域スポーツクラブの育成) ○(仮称) 鹿沼市サッカー場整備事業
	(3) 青少年の健全育成	○青少年健全育成事業 ○自然体験交流センター整備・推進事業
[5]芸術・文化の継承と振興	(1) 芸術・文化の振興	○文化ゾーン整備計画の推進 ○音楽のすきなまち推進事業 ○みんなでつくろう版画大賞展の開催
	(2) 文化的遺産の保護・活用	○市内遺跡詳細分布調査 ○資料館・博物館等整備事業

V 市民と行政がとものつくる

“開かれた交流都市づくり”

本地域は、緑や清流に囲まれた美しい自然、多彩な文化、伝統に支えられた活力ある産業など、全国に誇れる多くの素材を有しています。これらを、市民はもとより、全国の人々に伝え、ふれてもらうためには、各種メディアを活用してさまざまな情報を発信し、PRしていくことが必要です。

また、市民の意向を的確に把握し市政に反映していくためには、より多くの機会をとらえ市民参加の場を設けていかなければなりません。

また、情報通信技術のめざましい進歩や交通網の発達が進む中、市民活動もいろいろな形態で、あらゆる年齢層の人びとへと広がりを見せています。

新市は、地域や団体、都市間等のさまざまな交流や連携を支援し、魅力ある地域を創造していきます。さらに、行政の高度情報化を図るとともに情報ネットワークの整備を進め、市民の利便性の向上に努めます。

そして、適正な行財政の運営に努めるとともに行政改革を推進し、ISOの品質方針に基づく市民満足度の向上に取り組んでいきます。

新市は、市民と行政とが一体となった“開かれた交流都市”を創造します。





かぬま あわの新市まちづくりプラン

【基本施策】

[1] 新市のイメージづくり

新市は、豊富な自然に恵まれ、首都圏でも評価の高い農産物や木工建具産業など、多くの素材を有しています。これらを全国に向け発信し、PRしていくことにより、新市のイメージアップに繋げ、地域の振興と活性化を図ります。

主要施策 ●PR戦略の推進 ●かぬまブランドの発信

[2] 情報通信サービスの充実

情報通信技術（IT）の発達に伴い、日常に大量の情報があふれるとともに、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。正しく、きめ細かな情報を、より正確に、迅速に伝達できるよう、情報ネットワークの整備に努めます。

主要施策 ●地域情報化の推進 ●電子自治体の構築

[3] 交流と連携の推進

交通網の発達やIT技術の進歩により、さまざまな形で、人びとの連携や交流が生まれています。新市は、個人はもとより、各種の団体や自治体、地域における活発な交流や連携を推進し、明るく豊かな地域づくりをめざします。

主要施策 ●都市間交流の推進 ●地域・学校の交流の促進

[4] 計画的行財政の推進

急激に変化する社会情勢に柔軟かつ的確に対応するため、適正な財政運営を図るとともに、新たな財源の確保に努め、行政改革を推進して議員や職員定数の適正化を図り、効率的な行政の実現に向け努力します。

主要施策 ●健全な行財政の運営

[5] 開かれた市政の実現

新市は、市民とともにつくる市政をめざし、市民の小さな声にも耳をかたむけながら、市民参画のもと、市民の利便性向上のために迅速で着実な行政の推進を図り、市民満足度の向上をめざします。

主要施策 ●市民参加による行政の推進 ●市民サービスの向上



基本施策	主要施策	主要事業
[1]新市のイメージづくり	(1) PR戦略の推進	○観光・産業・文化の総合PR体制整備事業 ○首都圏PRセンターの設置
	(2) かぬまブランドの発信	○かぬまブランド推進事業
[2]情報通信サービスの充実	(1) 地域情報化の推進	○情報インフラ整備事業 ○地域情報化推進事業
	(2) 電子自治体の構築	○庁内情報システムの統合整備 ○行政ネットワーク幹線整備事業 ○総合文書管理業務のシステム化 ○電子入札システム導入事業 ○公有財産システム導入
[3]交流と連携の推進	(1) 都市間交流の推進	○友好都市との交流 ○国際交流推進事業 ○広域連携交流事業
	(2) 地域・学校の交流の促進	○交流カレッジ事業 ○合併市町村振興基金の設置
[4]計画的行財政の推進	(1) 健全な行財政の運営	○行政改革の推進
[5]開かれた市政の実現	(1) 市民参加による行政の推進	○市民参加による政策評価 ○まちづくり懇談会開催事業 ○市民参画型行政推進事業
	(2) 市民サービスの向上	○新庁舎建設事業 ○粟野町役場本庁舎改修事業 ○ISO認証取得拡大事業 ○転入者の市民生活サポートサービス



第6章 新市における県事業の推進

1. 栃木県の役割

新市は、首都東京から約100 kmの圏内にあり、前日光県立自然公園をはじめとする豊かな自然環境を有する地域です。

古くから木工業をはじめとする産業の集積が図られるとともに、交通基盤の整備も進められております。鉄道では、JR日光線と東武日光線が貫き、宇都宮、日光、東京への足として広く活用されています。道路では、「北東国土軸」の基盤である東北縦貫自動車道等により、東京圏への流通経路が開かれています。さらに、近接して北関東自動車道の整備が進められており、県央西部地区の拠点として、今後ますます発展が期待される地域です。

栃木県は、地方分権の時代において、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして、新市と十分に連携し、新しいまちづくりに向けた取組を積極的に支援していきます。

2. 栃木県の事業

○新市の一体化や都市間の連携を図る交通ネットワークの充実

- ・新市の速やかな一体化と新市各地域の連携を強化するため、一般県道鹿沼粟野線、主要地方道鹿沼足尾線、一般県道上久我都賀栃木線等の整備に取り組めます。
- ・主要地方道宇都宮鹿沼線や主要地方道鹿沼足尾線、国道293号等の県内各地域との連携・交流を促進するための道路の整備に取り組めます。
- ・広域交通基盤としての役割を果たす西部広域幹線の実現化に向けた取組を進めます。
- ・JR日光線、東武日光線の利便性の向上と利用促進を図るとともに、鉄道新駅の設置を促進します。



○ゆとりと安心のある生活環境の整備

- ・ 養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備を支援します。
- ・ 快適な居住空間の創出に向け、街路等の整備を推進するほか、生活道路や公園、公共下水道、上水道及び農業集落排水施設等の生活基盤の整備を支援します。

○河川や森林など自然環境の保全・活用

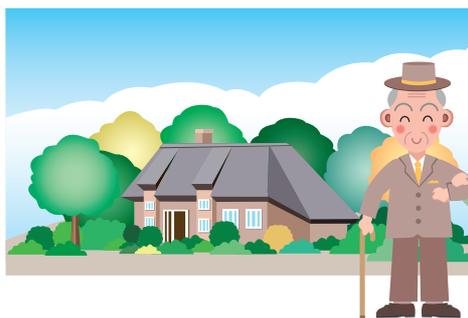
- ・ 河川の整備や山地災害危険地区の整備等の防災対策に取り組むほか、ダム関連事業に伴う、安全で有益な水の供給と適正な地域活性化策を促進します。
- ・ 前日光県立自然公園等の保全・活用など、森林資源を活かした快適な環境づくりを促進します。

○地域特性を活かした産業の振興

- ・ 新市の産業、交通基盤の集積を活かし、宇都宮西中核工業団地等への企業誘致活動を推進するほか、地域雇用の促進など、地域産業の自立的発展を支援します。
- ・ 土地改良事業等による農業生産基盤の強化を図るほか、ふるさと林道整備等による里山の産業・生活基盤づくりに取り組みます。
- ・ 堆肥化センター整備促進等、環境と調和のとれた持続的な農業生産を支援します。
- ・ 地域ブランド確立による首都圏農業の振興や、県産材の需要拡大に向けた木材の生産・加工・流通体制の整備による林業・木材産業の振興に取り組みます。
- ・ 美しい自然景観や歴史・文化遺産、伝統的祭事等の地域資源を活用した観光の振興を支援します。

○市街地の整備及び商業等の活性化の促進

- ・ 新市の中心市街地活性化を促進するとともに、新市の玄関口となる駅周辺の活性化を図るなど、県央西部の拠点都市として、多様な都市機能の集積を促進します。
- ・ 新市における中心商店街の魅力向上のため、集客・交流施設等の整備を促進します。



かぬま
あわの 新市まちづくりプラン

○賑やかな交流活動の促進

- ・鹿沼市文化ゾーンや農村公園等、歴史・文化・自然等の多様な地域資源を活かした交流の場の整備を促進します。
- ・21世紀林業創造の森の活用を図りながら、地域と森林ボランティアの交流を促進します。

○情報通信環境づくりの推進

- ・情報サービスの均衡を図るため、CATV等の高速通信回線の整備や移動通信サービスの利用可能地域の拡大を促進します。
- ・電子自治体の構築に向けた行政情報の充実や行政手続きの電子化を促進します。

○豊かな教育環境づくりの推進

- ・児童生徒の教育環境の向上を図るため、市立小中学校の施設整備や、自然体験交流センターの活用等による特色ある教育活動を支援します。
- ・スポーツを通じた交流・教育の場の拡充を図るため、生涯スポーツ施設の整備を促進します。

○県有地の有効活用

- ・新市域内に存在する未利用の県有地について、新市の地域振興に資するよう活用策を検討します。



第7章 公共施設の統合整備

1. 基本方針

公共施設の統合整備については、市民の利便性に十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、そして財政事情等を十分勘案しつつ計画的に推進していくことを基本とします。

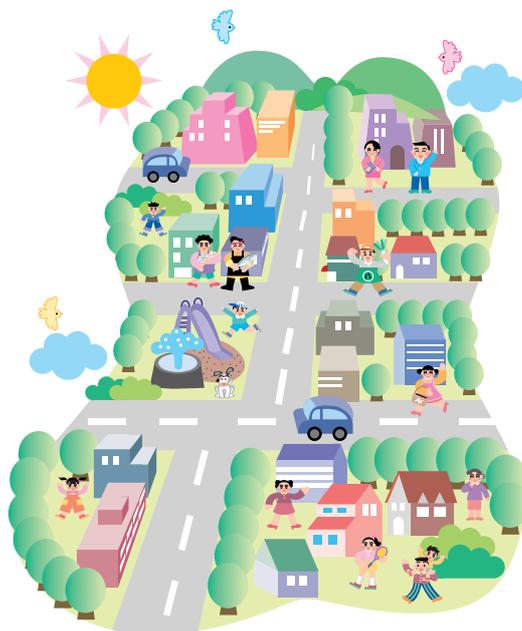
2. 庁舎整備

新市の庁舎整備については、住民生活の利便性向上を第一の目的とし、財政計画との整合性を図りつつ、市民の理解を得ながら計画していきます。

3. その他公共施設

新市は、県内でも有数の広範な面積を有するとともに、人口の集積している市街化区域から中山間地域、辺地までも含む多様な特性を有した地域です。

これらの特性を十分勘案するとともに地域の実情、住民の意向等に配慮しつつ、財政状況を見ながら、計画的にバランス良く整備していくことを基本として検討していきます。





第8章 財政計画

第1 平成18年度から27年度までの財政計画

1. 基本的な考え方

新市における財政計画は、合併後の平成18年度から27年度までの10年間について、歳入歳出の項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る財政支援等の特例措置、経費の削減効果等を見込み、普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、合併後の10年間及びそれ以降においても健全な財政運営を継続することを基本として、主要事業については、新市において策定される実施計画により、その事業の緊急性や費用対効果等を勘案して、限られた財源の中で効率的・効果的な実施を図っていくものであります。

項目ごとの主な内容は以下のとおりであります。

2. 歳入

(1) 地方税

過去の実績推移と今後の経済見通し、人口推計等を勘案して、現行制度を基本に推計しています。

また、国の財政構造改革（三位一体の改革）による税源移譲分も見込んでいます。

(2) 地方交付税

普通交付税については、国の削減方針を考慮しながら、普通交付税の算定の特例（合併算定替）による算定と、合併による普通交付税上乗せ分や合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込んで推計しています。

また、特別交付税についても、合併支援措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金及び県支出金

国の財政構造改革（三位一体の改革）による影響を考慮しながら、過去の実績推移を踏まえるとともに、合併に係る財政支援（合併市町村補助金、県特別交付金）を見込んで推計しています。

(4) 地方債

新市建設計画に基づく事業に係る地方債（合併特例債を含む）を後年度の負担に配慮して見込んでいます。

(5) その他の収入

地方譲与税、地方消費税交付金、分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入等の収入については、過去の実績推移を踏まえ、合併に伴う増減を勘案して推計してあります。

3. 歳 出

(1) 人件費

合併に伴う特別職等の削減、退職者の補充抑制による一般職員の削減を見込んで推計しています。

また、広域行政事務組合職員（消防職員）を加えて推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績推移を踏まえるほか、高齢者人口の伸び率を勘案するとともに、栗野町の生活保護費分を見込んで推計しています。

(3) 公債費

合併までの地方債に係る償還額に新市における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

また、住民参加型ミニ市場公募債（かぬま元気債）の発行も継続して見込んでいます。

(4) 普通建設事業費

新市建設計画に基づく事業について、健全な財政運営の観点から、投資可能な建設事業費を見込んで推計しています。

(5) 物件費

過去の実績等を踏まえ、合併に伴うスケールメリットによる減を見込んで推計しています。

(6) 繰出金

各特別会計への繰出金については、過去の実績及び将来の見込を勘案して推計しています。

(7) 補助費等

広域行政事務組合分を減し、過去の実績を踏まえて推計しています。

(8) その他の支出

維持補修費、投資・出資・貸付金等の支出については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

なお、積立金には合併後の市町村振興のための「合併市町村振興基金」造成分を見込んでいます。





4. 新市の財政計画表

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	14,654	14,671	14,688	14,705	14,721	14,934	14,947	14,960	14,972	14,985
地方譲与税	547	547	547	547	547	547	547	547	547	547
利子割交付金	102	102	102	102	102	102	102	102	103	103
配当割交付金	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
地方消費税交付金	963	963	963	962	963	963	963	963	963	963
ゴルフ場利用税交付金	295	295	295	295	295	295	295	295	295	295
自動車取得税交付金	332	333	332	332	332	332	333	333	333	333
地方特例交付金	456	456	456	455	456	456	456	456	456	456
地方交付税	5,840	5,752	5,851	5,907	6,050	6,069	6,212	6,356	6,499	6,643
交通安全対策特別交付金	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
分担金及び負担金	844	881	1,436	1,777	1,052	680	680	680	680	680
使用料及び手数料	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
国庫支出金	2,686	2,580	2,733	2,638	2,819	2,445	2,445	2,445	2,445	2,445
県支出金	1,500	1,504	1,585	1,345	1,320	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
財産収入	366	313	781	387	303	253	183	103	103	103
繰入金	1	323	23	872	338	1	72	250	261	500
諸収入	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
地方債	5,080	2,720	3,020	3,020	3,520	3,520	3,520	2,770	2,770	3,020
歳入合計	36,729	34,503	35,875	36,407	35,881	34,910	35,068	34,573	34,740	35,386

【歳出】

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	8,252	8,657	8,698	8,986	8,679	8,418	8,629	8,350	8,458	8,330
物件費	5,444	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697	4,697
維持補修費	706	706	707	707	706	705	707	706	707	706
扶助費	4,567	4,663	4,761	4,861	4,964	5,069	5,176	5,286	5,397	5,512
補助費等	1,480	1,479	1,480	1,480	1,480	1,480	1,479	1,479	1,479	1,479
普通建設事業費	5,563	5,622	6,473	6,887	6,238	5,380	5,380	5,380	5,380	5,380
公債費	4,230	4,041	4,401	4,165	4,527	4,389	4,389	3,917	4,008	4,523
積立金	2,092	201	201	201	201	354	201	342	151	302
投資・出資・貸付金	1,425	1,425	1,425	1,425	1,424	1,424	1,425	1,425	1,425	1,425
繰出金	2,970	3,012	3,032	2,998	2,965	2,994	2,985	2,991	3,038	3,032
歳出合計	36,729	34,503	35,875	36,407	35,881	34,910	35,068	34,573	34,740	35,386

第2 平成27年度から32年度までの財政計画

1. 基本的な考え方

新市建設計画の計画期間延長に伴い、延長期間における財政計画を作成します。

作成にあたっては、歳入歳出の項目ごとに過去の実績を基礎として、今後の経済見通し、経費の削減効果等を見込み、普通会計ベースでの推計を行うこととし、計画の延長期間である平成28年度から32年度までの5か年間と併せ、平成27年度についても、延長計画策定時点での推計値に見直します。

なお、参考に平成18年度から平成25年度までの数値は決算値を、平成26年度は延長計画策定時点での現計予算額を記載しています。

項目ごとの主な内容は以下のとおりであります。

2. 歳入

(1) 地方税

過去の実績推移と今後の経済見通し、税制改正による影響等を勘案して推計しています。

(2) 地方交付税

過去の実績推移と消費税増税など今後の経済見通し等を考慮しながら、普通交付税の算定の特例（合併算定替）による算定と、合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込んで推計しています。

(3) 国庫支出金及び県支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、扶助費の伸び率等を勘案し、推計しています。

(4) 地方債

新市建設計画に基づく事業に係る地方債（合併特例債を含む）を後年度の負担に配慮して見込んでいます。

(5) その他の収入

地方譲与税、地方消費税交付金、分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入等の収入については、過去の実績推移及び今後の制度改正の見通しを踏まえ、推計しています。



3. 歳 出

(1) 人件費

退職者の補充抑制による一般職員の削減を見込んで推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績推移を踏まえるほか、高齢化等の社会経済情勢の変化を勘案し、推計しています。

(3) 公債費

合併までの地方債に係る償還額に今後発行を見込む地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

(4) 普通建設事業費

新市建設計画に基づく事業について、健全な財政運営の観点から、投資可能な建設事業費を見込んで推計しています。

(5) 物件費

過去の実績等を踏まえ、経常的経費の削減効果を見込んで推計しています。

(6) 繰出金

各特別会計への繰出金については、過去の実績及び将来の見込を勘案して推計しています。

(7) 補助費等

過去の実績を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しています。

(8) その他の支出

維持補修費、投資・出資・貸付金等の支出については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

また、積立金には各種基金の利子積立を見込んで推計しています。

(9) 予備費

予定外の支出及び予算を超過した支出に対応する事態に備えて計上する経費です。



4. 新市の財政計画表

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地方税	14,420	15,409	15,430	14,579	14,368	14,302	14,167	14,363	14,074	13,501	13,390	13,382	13,117	13,113	13,110
地方譲与税	1,284	518	485	454	440	432	407	392	406	392	392	392	392	392	392
利子割交付金	41	54	54	43	36	28	25	23	25	23	23	23	23	23	23
配当割交付金	44	48	17	13	17	19	22	44	22	22	22	22	22	22	22
株式譲渡所得割交付金	32	28	10	8	6	5	6	71	5	6	6	6	6	6	6
地方消費税交付金	1,044	1,025	962	1,019	1,017	1,008	1,004	995	1,700	1,941	2,189	2,189	2,189	2,189	2,189
ゴルフ場利用税交付金	223	233	245	258	230	206	206	207	206	207	207	207	207	207	207
自動車取得税交付金	304	307	248	156	131	99	141	119	70	35	0	0	0	0	0
地方特例交付金	376	101	180	203	172	161	56	58	57	57	57	57	57	57	57
地方交付税	5,256	4,722	5,096	5,454	6,256	6,862	6,710	6,575	5,699	5,616	5,287	6,596	6,547	6,421	6,187
交通安全対策特別交付金	23	22	19	18	17	16	16	15	17	15	15	15	15	15	15
分担金及び負担金	703	540	734	583	487	662	485	479	484	479	479	479	479	479	479
使用料及び手数料	1,204	1,246	1,183	1,128	1,000	994	1,006	958	925	958	958	958	958	958	958
国庫支出金	3,106	3,919	3,662	5,889	5,218	4,644	4,120	5,074	5,539	5,829	4,460	4,501	4,542	4,585	4,628
県支出金	2,517	2,187	1,849	2,222	2,607	2,576	2,612	2,548	4,217	2,714	2,730	2,746	2,763	2,780	2,797
財産収入	322	398	420	424	383	377	260	262	268	292	262	262	262	262	262
寄附金	2	1	3	3	8	9	2	25	1	1	1	1	1	1	1
繰入金	847	579	877	1,004	1,312	848	353	25	80	55	16	16	1,119	916	216
繰越金	1,296	1,473	880	866	1,122	1,249	884	1,177	1,081	251	251	251	251	251	251
諸収入	3,209	2,976	3,182	3,406	3,366	3,776	4,512	4,884	4,909	4,760	4,808	4,798	4,788	4,778	4,778
地方債	4,397	2,641	1,961	3,823	2,752	2,417	2,599	1,972	4,574	5,155	3,417	2,888	3,770	3,191	2,900
歳入合計	40,650	38,426	37,497	41,555	40,945	40,689	39,592	40,265	44,359	42,308	38,969	39,789	41,507	40,646	39,477

【歳出】

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	8,620	8,564	8,594	8,708	8,139	8,125	7,936	7,475	7,848	7,799	7,751	7,482	7,635	7,497	7,497
物件費	4,771	4,896	4,583	4,448	4,818	4,948	4,847	4,929	5,234	5,087	5,133	5,133	5,133	5,133	5,133
維持補修費	642	670	636	631	779	672	687	566	801	732	743	743	743	743	743
扶助費	5,134	5,439	5,586	5,835	7,254	7,352	7,321	7,369	7,956	7,563	7,673	7,785	7,899	8,015	8,133
補助費等	1,545	1,641	1,702	3,357	1,555	1,718	1,862	1,783	3,242	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783
普通建設事業費	6,253	5,473	4,539	6,864	5,896	4,833	3,330	4,313	6,194	7,450	3,682	4,435	5,730	4,611	3,170
公債費	4,495	4,500	4,083	3,722	3,553	3,607	3,561	3,546	3,608	3,498	3,663	3,799	3,861	4,043	4,085
積立金	1,900	682	703	477	1,026	1,442	622	583	114	14	14	14	14	14	14
投資・出資・貸付金	2,492	2,410	2,615	2,870	2,836	3,220	4,221	4,425	4,651	3,956	4,004	3,994	3,984	3,974	3,974
繰出金	3,326	3,271	3,590	3,519	3,840	3,887	4,028	4,196	4,359	4,375	4,471	4,570	4,674	4,782	4,895
予備費									353	51	51	51	51	51	51
歳出合計	39,177	37,546	36,630	40,432	39,697	39,805	38,415	39,184	44,359	42,308	38,969	39,789	41,507	40,646	39,477

